

## ○所沢市公共基準点管理保全要綱

平成19年3月29日 要綱

改正 平成21年3月17日

改正 令和4年3月 日

### (目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき所沢市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、所沢市公共測量作業規程（平成20年10月27日付け国土交通省国地第726号承認）第18条第3項に定める1級基準点、2級基準点、3級基準点及び4級基準点（それぞれの基準点に相当する精度の基準点を含む。以下同じ。）であって、かつ、永久標識を設置したものをいう。

### (管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、建設部建設総務課とする。

### (公共基準点の使用手続)

第4条 公共基準点（4級基準点を除く。）を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1号）により市長へ申請し、公共基準点使用承認書（様式第2号）の使用承認を受けるものとする。

2 使用者は、公共基準点の使用後に公共基準点使用報告書（様式第3号）により市長に使用結果を報告するものとする。

3 使用者は、公共基準点使用承認書を常時携行し、市職員又は公共基準点の設置されている土地、建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

### (工事施工の届出)

第5条 道路の掘削工事を施工する者（以下「工事施工者」という。）が、公共基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第4号）を市長に提出し、市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去又は移転の承認を申請する場合は、公共基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事

(2) 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車両及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為

- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事
- 3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 位置図、断面図及び平面図(掘削位置及び公共基準点の位置関係を明示したもの)
- (2) 引照点図又は市長の指示する測量資料
- (3) 写真(公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの)
- 4 公共基準点付近での工事が竣工したときには、工事施工者は速やかに公共基準点付近での工事竣工報告書(様式第5号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 竣工写真(公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの)
- (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料(着工前・竣工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づき公共基準点の保全に必要な点検測量等の成果)
- 6 公共基準点付近での工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、工事施工者は市長との協議後、公共基準点復旧承認申請書(様式第6号)により市長に申請し、公共基準点復旧承認書(様式第7号)により復旧の承認を受けなければならない。
- (一時撤去及び移転)

第6条 工事施工者が、公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合には、あらかじめ公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書(様式第8号)により市長に申請し、公共基準点(一時撤去・移転)承認書(様式第9号)によりその承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 位置図及び平面図(掘削位置及び公共基準点の位置関係を明示したもの)
- (2) 写真(公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの)
- (3) 再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)
- 3 土地所有者等の都合により公共基準点を一時撤去又は移転する必要がある場合は、土地所有者等は、公共基準点(一時撤去・移転)請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、4級基準点にあつては、移転を行わないものとする。
- (機能の回復)

第7条 工事施工者が公共基準点を一時撤去、滅失、毀損又は移転等により、その効用に支障をきたした場合又は土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があつた場合は、原則として当該公共基準点を既設と同様に再設置し、測量の成果を修正するものとする。

- 2 前項の場合において同一構造による設置が不可能な場合は、市長と協議の上変更することができる。
- 3 工事施工者以外の者であつて、故意又は過失により公共基準点を滅失又は毀損した者(以下「事故原因者」という。)が、公共基準点を滅失又は毀損した場合は前2項を準

用する。

(機能回復の施工者)

第8条 公共規準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原則として原因者である工事施工者又は事故原因者（以下「工事施工者等」という。）が行わなければならない。ただし、次の場合は市で行う。

(1) 工事施工者等による設置工事が困難な場合

(2) 第6条第3項の規定による土地所有者等からの公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合

2 測量成果の修正に必要な手続は、測量法第36条、第37条第3項、第40条その他関係法令に基づき市で行う。

3 偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施工者と市長との協議の上施工者を決定するものとする。

(設置工事)

第9条 工事施工者等は、設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に市長と協議しなければならない。

2 原則として測量標等は既設のものを再度使用するものとする。ただし、使用不可能な場合は市長と協議の上、市の指定したものとする。

3 工事施工者等は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

4 設置工事が竣工したときには、工事施工者等は速やかに公共基準点設置工事竣工報告書（様式第11号）を前項の写真とともに市長に提出し、検査を受けなければならない。

5 工事施工者等は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第10条 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取壊し費用を含む。）及び公共基準点の測量作業に要する費用の負担は、土地所有者等からの請求があった場合は市の負担とし、それ以外の場合は、原則として工事施工者等の負担とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月17日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月 日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

公共基準点使用承認申請書

年 月 日

(宛 先) 所 沢 市 長

申請者 所在地  
 名 称  
 代表者名

㊟

公共基準点の使用について、所沢市公共基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 目 的		
使 用 期 間	年 月 日から	年 月 日まで( 日間)
測 量 区 域		
使 用 す る 公 共 基 準 点	計 点	
測 量 方 法		
測 量 計 画 機 関	名 称	
	代 表 者 名	
	所 在 地	Tel
測 量 作 業 機 関	名 称	
	担 当 者 氏 名	
	所 在 地	Tel
備 考		

公共基準点使用承認書

様

公共基準点の使用について、次のとおり承認します。

使用目的			
使用期間	年	月	日から 年 月 日まで( 日間)
測量区域			
使用する公共基準点	計 点		
測量方法			
測量作業機関	名称		
	担当者		
	所在地	Tel	
承認条件			
1 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。			
2 使用終了後は、公共基準点使用報告書を提出すること。			
承認番号第 号			
年 月 日			
所沢市長			印
担当連絡先	Tel		

## 別紙

### 公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用に当たり、使用者は、土地建物所有者等にあらかじめ測量計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 土地建物への立入りは、日曜祝日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。
- 3 使用者は、使用時に公共基準点使用承認書を常時携帯すること。
- 4 公共基準点の使用に当たっては、取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 公共基準点本体及び立入りした土地建物に損害を与えた場合は、使用者の費用で復旧すること。
- 6 使用者は、測量標及びその周辺の現況や、測量標付近に工事の予定がある場合は速やかに市長に連絡すること。
- 7 使用者は、測量標の使用を完了したときは、次の書類を市長に提出すること。
  - (1)公共基準点使用報告書(様式第3号)
  - (2)精度管理表
  - (3)成果表、網図の写しなど

<p>公共基準点使用報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 所 沢 市 長</p> <p style="text-align: center;">報告者 所在地 名 称 代表者名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>公共基準点を使用したので、次のとおり報告します。</p>		
使 用 目 的		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで( 日間)	
測 量 区 域		
使 用 し た 公 共 基 準 点	計 点	
使用承認番号	承認番号 第 号	
測 量 作 業 機 関	名 称	
	担 当 者	
	所 在 地	Tel
使 用 結 果 ( 精 度 )	No.            ~No.            相対精度1 : No.            ~No.            相対精度1 : No.            ~No.            相対精度1 : No.            ~No.            相対精度1 :	
特 記 事 項	(故障点、異常点の状況を記載)	

様式第4号

<p>公共基準点付近での工事施工届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 所 沢 市 長</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 名 称 代表者名 <span style="float: right;">⑩</span></p> <p>所沢市公共基準点管理保全要綱第5条第1項の規定により下記のとおり届出します。</p>		
工 事 件 名		
工 事 場 所	所沢市 <span style="float: right;">番地崎</span>	
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで( 日間)	
工 事 概 要		
使 用 す る 公 共 基 準 点	計 点	
測 量 方 法		
占 用 企 業 者	名 称	
	代 表 者 名	
	所 在 地 Tel	
工 事 請 負 者	名 称	
	担 当 者 氏 名	
	所 在 地 Tel	
添 付 図 面	1 位置図 2 断面図 3 平面図 4 その他	

公共基準点付近での工事竣工報告書

年 月 日

(宛先) 所 沢 市 長

報告者 住 所  
名 称  
代表者名

印

年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事が竣工しましたので、次のとおり報告します。

工 事 件 名		
工 事 場 所	所沢市	番地先
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで( 日間)	
公共基準点番号		
公 共 基 準 点 の 状 況	(1) 測量標の毀損状況：	
	(2) 構造物の毀損状況：	
	(3) その他：	
測 量 方 法		
工 事 請 負 者	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	Tel
添 付 図 面	1 竣工写真 2 引照点図 3 測量資料 4 その他	

公共基準点復旧承認申請書

年 月 日

(宛先) 所 沢 市 長

申請者 所在地  
 名 称  
 代表者名

印

工事により異常をきたした公共基準点の復旧について、所沢市公共基準点管理保全要綱第5条第6項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復 旧 理 由	
復 旧 内 容	
復 旧 場 所	所沢市 番地先
復 旧 す る 公 共 基 準 点	
復 旧 期 間	年 月 日から 年 月 日まで( 日間)
復 旧 工 事 請 負 者	名 称
	担当者氏名
	所 在 地 Tel
備 考	

公共基準点復旧承認書

様

年 月 日に申請のありました公共基準点の復旧について、次のとおり承認します。

承認事項

復旧内容

復旧場所

所沢市

番地先

復旧する  
公共基準点

復旧完了期限

年 月 日とする

承認条件

- 1 測量標設置は、所沢市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 2 支給材が必要な場合は、建設総務課に連絡してください。
- 3 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事竣工報告書（様式第11号）を提出し、所沢市の検査を受けてください。
- 4 検査に合格したときは、速やかに所沢市へ公共基準点を引き渡すこととします。
- 5 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て建設総務課と協議してください。

承認番号第 号

年 月 日

所沢市長



担当連絡先

Tel

公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書

年 月 日

(宛先) 所 沢 市 長

申請者 所在地  
 名 称  
 代表者名

㊞

工事により支障となる公共基準点の（一時撤去・移転）について、所沢市公共基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

一時撤去・移転理由	
工 事 件 名	
工 事 場 所	所沢市 番地先
一時撤去・移転する 公 共 基 準 点	
移 転 す る 場 合 の 移 転 候 補 地	所沢市 番地先
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 請 負 者	名 称
	担 当 者
	所 在 地 Tel
添 付 図 面	1 位置図 2 平面図 3 写真 4 その他
備 考	※現況状況等を記載する

<h2 style="margin: 0;">公共基準点（一時撤去・移転）承認書</h2>	
承認番号第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日	
様	
所沢市長 <span style="float: right;">㊟</span>	
年 _____ 月 _____ 日に申請協議のありました公共基準点の（一時撤去・移転） について、次のとおり承認します。	
承認事項	
移 転 先	所沢市 <span style="float: right;">番地先</span>
一時撤去・移転する 公 共 基 準 点	
完 了 期 限	年 _____ 月 _____ 日とする
承認条件 1 再設置位置については、建設総務課と協議する必要があるため、舗装復旧する前に必ず連絡してください。 2 測量標設置は、所沢市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。 3 支給材が必要な場合は、建設総務課に連絡してください。 4 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事 <span style="background-color: yellow;">竣工</span> 報告書（様式第11号）を提出し、所沢市の検査を受けてください。 5 検査に合格したときには、速やかに所沢市へ公共基準点を引き渡すこととします。 6 一時撤去の中止等、協議内容に変更が生じた場合は、速やかに建設総務課に連絡してください。	
担当連絡先	Tel _____

注) 協議の場合は、承認を回答に書き換えるものとする。

公共基準点（一時撤去・移転）請求書

年 月 日

(宛先) 所 沢 市 長

請求者 所在地  
 名 称  
 代表者名

印

所沢市公共基準点管理保全要綱第6条第4項の規定により所沢市公共基準点の（一時撤去・移転）を次のとおり請求します。

一時撤去・移転理由	
請 求 場 所	所沢市 番地先
一時撤去・移転する 公 共 基 準 点	
請 求 期 限	年 月 日まで
備 考	

公共基準点設置工事竣工報告書

年 月 日

(宛 先) 所 沢 市 長

報告者 所在地  
 名 称  
 代表者名

⑩

年 月 日、承認番号第 号で承認を受けた公共基準点の（一時撤去・移転）について、公共基準点設置工事が竣工しましたので、次のとおり報告します。

工 事 件 名	
工 事 場 所	所沢市 番地先
設 置 工 事 竣 工 日	年 月 日
設置公共基準点番号	
工 事 請 負 者	名 称
	担 当 者
	所 在 地 Tel
添 付 図 面	1 竣工写真 2 その他